

平成31年度静岡県農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準(冊子版)に掲載された農薬の使用制限となる登録変更について

平成31年4月3日 現在

* 農薬登録は随時変更されるため、農作物病害虫防除基準(Web版)ではJPP-NETから配信される情報に基づき更新しています(ただし、データ配信のタイムラグ等によりデータ更新は登録変更日より数日遅くなります)。

* 冊子版の病害虫防除基準は、平成31年12月31日時点の農薬登録情報に基づき記載されています。ここでは農薬の登録変更のうち、使用制限となる変更内容についてリストアップしたので、冊子版をご利用の方はご確認ください。

変更項目	農薬登録番号	農薬名	農薬の種類名(一般名)	作物名称	適用病害虫名 適用雑草名 使用目的	変更内容	登録変更日
農薬の総使用回数	18504	オリオン水和剤40	アラニカルブ水和剤	かんきつ	アブラムシ類 ミカンハモグリガ カイガラムシ類 ケムシ類 アザミウマ類 ケシキスイ類 コアオハナムグリ ゴマダラカミキリ ハマキムシ類 アゲハ類 ヨモギエダシヤク カネタタキ ミカンハエ成虫 クワノミハムシ	アラニカルブを含む農薬の総使用回数 5回以内 → 3回以内	H31.3.13

* 購入した農薬が購入した後登録が変更になった場合であっても、使用者が農薬の表示に従って使用している場合には、農薬取締法の違反には該当しません。
なお、最終有効期限を過ぎた農薬は品質の劣化や効果の低下等も想定されることから、使用しないで下さい。